○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町新市字市原奥五三七二の八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県三次市東酒屋町字鷹鉢一〇一〇九の三八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年七月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）
二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 宮崎県 / 22,300	二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 / 都道府県別漁獲可能量 （略） / （略） 宮崎県 / 15,300
三　（略）	三　（略）
第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○国土交通省告示第八百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道８号改築工事（敦賀防災）並びにこれに伴う県道、準用河川及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福井県敦賀市大字五幡25号二反田、28号宮ノ谷、84号宮谷山、24号漆谷、23号冷田、21号杉本、41号下ドンガテ、42号上ドンガテ、74号南場ケ谷、73号東桂谷、43号桂谷及び66号長畑並びに大字赤崎43号アマ谷口、45号セバ谷及び46号エベ谷地内

２　使用の部分　福井県敦賀市大字五幡25号二反田、28号宮ノ谷、84号宮谷山、24号漆谷、23号冷田、21号杉本、41号下ドンガテ、42号上ドンガテ、74号南場ケ谷、73号東桂谷、43号桂谷及び66号長畑並びに大字赤崎43号アマ谷口、45号セバ谷及び46号エベ谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道８号改築工事（敦賀防災）並びにこれに伴う県道、準用河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福井県敦賀市大字挙野地内から同市大字田結地内までの延長3.8㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道の改築工事並びにこれに伴う県道、準用河川及び農業用道路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道８号改築工事（敦賀防災）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち、「これに伴う県道」付替工事は、本体事業の施行により遮断される県道五幡新保停車場線の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、「準用河川」付替工事は、本体事業の施行により遮断される準用河川平野川の従来の機能を維持するための付替工事であり、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第１項に規定する準用河川に関する事業であることから、法第３条第２号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。そして、「農業用道路付替工事」は、本体事業の施行により遮断される敦賀市が設置する農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事であることから、法第３条第５号に掲げる地方公共団体